

サービスご利用にあたっての相談先

草加市役所 障がい福祉課

住所 草加市中央1-1-8
 電話番号 048 (922) 1442
 ファクス 048 (922) 1153
 開庁日 月曜日から金曜日 (祝日及び年末年始を除く)
 開庁時間 8:30から17:00まで

草加市基幹相談支援センター

対象 身体・知的・精神・難病
 住所 草加市栄町2-1-32ストーク草加式番館1階
 電話番号 048 (933) 9271
 ファクス 048 (933) 9632
 営業時間 月曜日から金曜日 (祝日及び年末年始を除く)
 8:30から17:00まで

相談支援センター そうか光生園

対象 身体・知的
 住所 草加市柿木町1215-1
 電話番号 048 (932) 4111
 ファクス 048 (932) 4111
 営業時間 月曜日から金曜日 (祝日及び年末年始を除く)
 8:30から17:00まで

草加市地域活動支援センター ふらっと草加

対象 精神
 住所 草加市谷塚1-2-14
 電話番号 048 (929) 8081
 ファクス 048 (929) 8082
 営業時間 月曜日から土曜日 (祝日及び年末年始を除く)
 9:00から17:00まで
 ※第2・4木曜日定休

Memo -メモ-

障がい福祉サービスの利用にあたって

しょうがいふくしサービスのごりょうにあたって

制作・発行 令和2年4月
 草加市自立支援協議会 相談支援部会

かよう

生活介護・地域活動支援センター
 障がいのある人が昼間に通って絵を描いたり、作品を作ったり、スポーツをしたり、作業をしたりします。

はたらく

就労移行支援・就労継続支援
 働きたい障がいのある人が通います。仕事の練習ができます。

やすむ

短期入所 (ショートステイ)
 グループホームや施設に短い期間泊って、生活に必要なことを手伝ってもらいます。病気や用事などで家族が世話できないときに使えます。

でかける

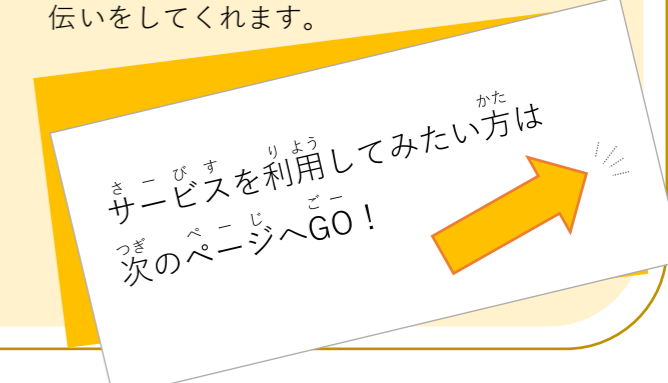
移動支援 (ガイドヘルプ)
 障がいのある人が出かけるときに、付き添ってくれます。買い物や乗り物に乗るための手伝いなどをしてくれます。

くらす

施設入所支援
 障がいのあるたくさんの方が、施設の中で一緒に暮らします。おにも障がいの重い人が対象です。生活に必要なことを手伝ってもらえます。

居宅介護 (ホームヘルプ)
 障がいのある人が、親などと一緒に暮らしたり一人暮らしをしたりするとき生活の手伝いをしてくれます。

グループホーム
 2~10人の障がいのある人が普通の軒家などで一緒に暮らします。食事やお風呂など生活に関わることを手伝ってもらえます。



障がい福祉サービスを受けたい！ と思ったら

障がい福祉サービスを利用するためには、事前の申請が必要です。
市役所での申請をはじめ、次のような準備が必要となります。



サービスを利用するときにかかる費用？

サービスを利用するときは、原則として、上限額の範囲内でサービス費用の1割を事業者に支払います。
また、食費などの実費負担が必要な場合は、その額を支払います。

区分	世帯の収入状況	負担上限月額
生活保護世帯	生活保護受給者	0円
低所得	市町村民税非課税世帯	0円
一般(1) (通所・ホームヘルプ利用の場合)	市町村民税非課税世帯 (所得割16万円未満)	9,300円
一般(2)	上記以外	37,200円

サービスは途中で変えることができます。

サービスを使い始めたはいいけれど、生活にきちんと合っていない気がする・・・。
そんな時は、必要に応じて使い始めたサービスを変更することができます。
サービスを使ってみて、希望と違うことや、困ったことがあれば、相談支援専門員へ相談を！

サービスの決定には時間がかかります。
ご利用の際は、お早めにご相談ください。